

# 情報アクセシビリティ自己評価様式 の作成ガイドブック

改訂版

総務省情報流通行政局  
情報流通振興課情報活用支援室  
2023年3月

## 目次

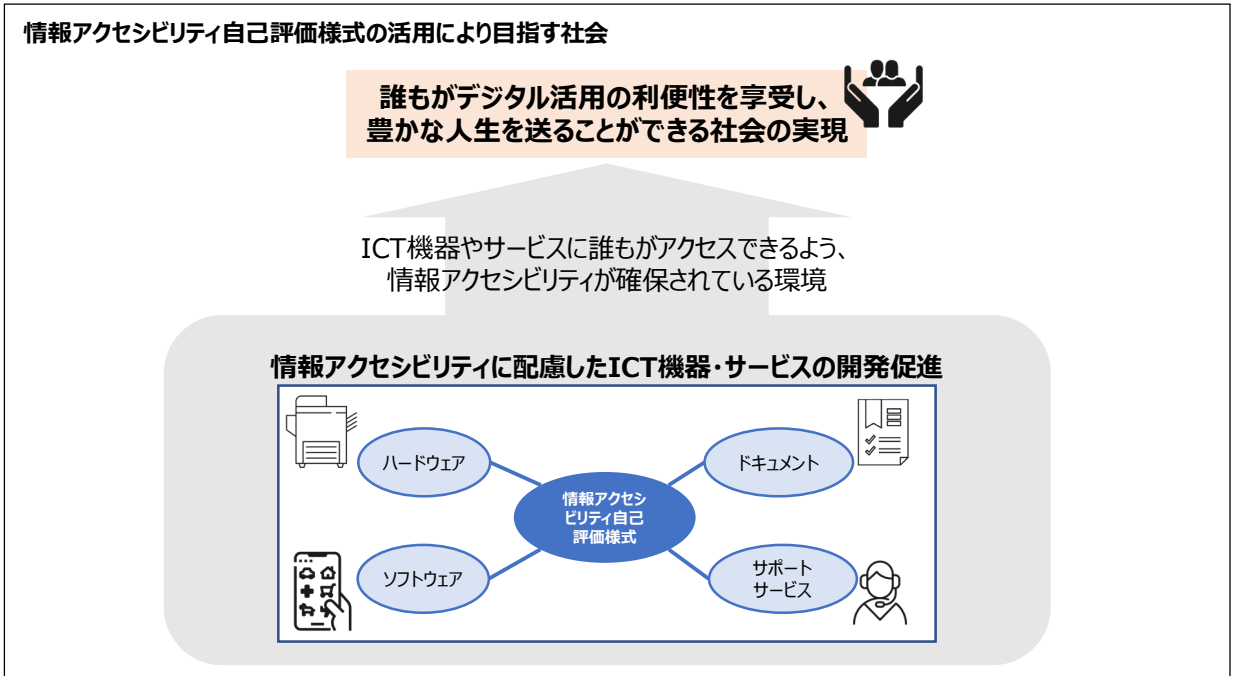
<b>1. 情報アクセシビリティ自己評価様式の趣旨</b>	<b>3</b>
<b>2. 情報アクセシビリティ自己評価様式の概要</b>	<b>4</b>
<b>3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順</b>	<b>5</b>
「書式 2 技術基準」の選定・作成	6
「書式 1 自己評価結果」の作成	8

本書は、  
「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成に向けて」（2021年3月）  
の改訂版です。

# 1. 情報アクセシビリティ自己評価様式の趣旨

情報アクセシビリティは障害者基本法（昭和45年法律第84号）における基本施策として位置づけられており、国及び地方公共団体並びにICT機器・サービスを提供する企業は、ICT機器・サービスの活用  
の推進等に当たっては、障害者の便宜が図られるよう配慮しなければならないとされています。また、政府  
より示された社会のデジタル化を進めるに当たっての基本方針「デジタル社会の実現に向けた改革の基本  
方針」（令和2年12月25日閣議決定）においては、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用によ  
り、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、こ  
のような社会を目指すことで「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるとされています。このた  
めには、障害者・高齢者をはじめとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、情報アクセシビリティ  
の確保が重要となります。

情報アクセシビリティ自己評価様式は、**企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビ  
リティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者がICT機器・サービスを選  
択する際の参考としていただく仕組みです。**本様式の導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビ  
リティ確保を促進することを目的としています。



※情報アクセシビリティ自己評価様式（初版）は、令和元年度及び2年度の総務省調査事業において、以下団体・有識者の皆様にご協力いただき作成されたものです。（五十音順、敬称略）  
本改訂版は、初版に対して、令和4年度総務省調査事業にて設置された「ICTアクセシビリティ推進WG」における検討を踏まえて改定されたものです。

業界団体	一般財団法人家電製品協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、公益財団法人共用品推進機構、一般社団法人情報サービス産業協会、公益財団法人テクノエイド協会
障害者団体	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、一般財団法人全日本ろうあ連盟、公益社団法人日本てんかん協会、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、社会福祉法人日本身体障害者連合会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、日本弱視者ネットワーク
有識者	倉片憲治（早稲田大学人間科学部教授）、山田肇（東洋大学名誉教授）
オブザーバ	経済産業省、厚生労働省、内閣官房（IT総合戦略室）

## 2. 情報アクセシビリティ自己評価様式の概要

情報アクセシビリティ自己評価様式は、「書式1 自己評価結果」と「書式2 技術基準」で構成されます。

### 書式1 自己評価結果

- 企業等は、自社のICT機器・サービスに対する自己評価を実施します。
- 企業等は、「書式2 技術基準」を用いて実施した自己評価結果に基づき、「書式1 自己評価結果」に定められた事項について記載します。
- 利用者は、書式1の内容を確認することで、自身の目的に沿うICT機器・サービスであるかについて、概略を把握することができます。

### 書式2 技術基準

- 企業等は、自社のICT機器・サービスに対して、技術基準に基づき情報アクセシビリティ確保の状況について自己評価を実施します。
- 利用者は、書式2の内容を確認することで、自身の目的に沿うICT機器・サービスであるかについて、詳細を把握することができます。

## 情報アクセシビリティ自己評価様式の構成

### 書式1 自己評価結果

The form is titled '情報アクセシビリティ自己評価様式 (書式1 自己評価結果)'. It includes sections for '基本情報' (Basic Information), '製品情報' (Product Information), and a large table for '評価結果' (Evaluation Results) with columns for '項目' (Item) and '評価' (Evaluation).

#### ①基本情報

- ✓ ICT機器・サービスの基本的事項を記載
- ✓ 本資料の作成日を記載

#### ②機能性能

- ✓ 配慮対象項目別に評価結果及び評価結果に関する要点を記載

#### ③サポート対応

- ✓ ユーザへのサポート内容について記載

#### ④評価基準

- ✓ 日本、米国、EUの何れの技術基準を用いたかを記載

#### ⑤免責事項

- ✓ 利用者が本Form記載内容を理解、利用することに対する免責事項を記載

### 書式2 技術基準

The table lists various technical standards (e.g., JIS X 8341, EN 301 549) and their application to different ICT products and services. It includes columns for '標準名' (Standard Name), '適用範囲' (Scope), and '評価結果' (Evaluation Results).

技術基準は以下のいずれかを利用。

- ① JISx8341シリーズ（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス）
- ② 米国リハビリテーション法508条技術基準
- ③ EU規格（EN 301 549 : Accessibility requirements for ICT products and services）

### 3. 作成手順

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順を示します。

#### (1) ICT機器・サービスの選定

情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うICT機器・サービスを選定します。

#### (2) 技術基準の選択及び本基準に基づく評価（「書式2 技術基準」）

情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うために用いる技術基準を選択します。技術基準は以下に示す3つの選択肢があります。

原則、日本のJIS X 8341を技術基準として使用してください（パターンA）。

一方、欧米の技術基準は、既に米国やEU市場に参入中、または参入の予定を有しており、米国又はEUの技術基準に準拠中、または準拠する予定である場合のみの使用としてください（パターンB、パターンC）。

**パターンA**  
技術基準としてJISx8341  
を使用

⇒6ページへ

**パターンB**  
技術基準として  
米国リハビリテーション法  
508条技術基準を使用

⇒7ページへ

**パターンC**  
技術基準として  
EN規格（EN 301  
549）を使用

⇒7ページへ

#### (3) 「書式1 自己評価結果」の作成

「書式2 技術基準」における評価結果を参照しながら、「書式1 自己評価結果」を作成します。

#### (4) 公開（任意）

「書式1 自己評価結果」及び「書式2 技術基準」を、企業のwebサイトなどで公開してください。企業による公開事例の中から好事例について、総務省は政府のwebサイトにおいて紹介する予定です。



## 3. 作成手順

### (2) 技術基準の選択及び本基準に基づく評価（「書式2 技術基準」）

#### B 米国リハビリテーション法508条技術基準を使用する場合

- 米国リハビリテーション法508条技術基準を技術基準として、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティの確保状況に関して評価する場合は、米国リハビリテーション法508条技術基準に対応する書式を用いて自己評価をおこなってください。
- なお、米国市場向けにリハビリテーション法508条技術基準に基づいたレポートを作成している場合、またはする予定がある場合以外は、原則として、技術基準としてJIS X 8341を用いてください。

#### C EU規格（EN 301 549）を使用する場合

- EN301 549を技術基準として、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティの確保状況に関して評価する場合は、EN301 549に対応する書式を用いて自己評価をおこなってください。
- なお、EU市場向けにEN301 549に基づいたレポートを作成している場合、またはする予定がある場合以外は、原則として、技術基準としてJIS X 8341を用いてください。

### 3. 作成手順

#### (3) 「書式1 自己評価結果」の作成

情報アクセシビリティ自己評価様式（書式1 自己評価結果）		
作成日： 年 月 日		
企業・団体名		製品画像
ICT機器・サービス名称		
型番		
ICT機器・サービス概要		
問合せ先		
ウェブサイトURL		
<b>機能性能</b>		
配慮対象項目	評価結果	概要
<b>視力なしでの使用（全盲）</b>		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか		
<b>限られた視力での使用（弱視、ロービジョン）</b>		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力に対応可能な操作モードが用意されているか		
<b>色知覚なしでの使用</b>		
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要としない操作モードが用意されているか		
<b>聴力なしでの使用（全ろう）</b>		
製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴力を必要としない操作モードが用意されているか		
<b>限られた聴力での使用（難聴）</b>		
製品・サービスが聴覚的な操作モードで行われる場合、強化された音声機能によって限られた聴力を補う操作モードが提供されているか		
<b>発話能力なしでの使用</b>		
製品・サービスが発話による操作モードで行われる場合、音声入力が必要としない操作モードが用意されているか		
<b>限られた器用さ又は力での使用</b>		
製品・サービスが手の動作を必要とする場合、細かい運動制御等が必要としない操作モードが用意されているか		
<b>限られた手の届く範囲での使用</b>		
製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範囲で、かつ限られた力に対応可能な操作モードが用意されているか		
<b>光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）</b>		
製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こすリスクを最小化するような配慮がなされているか		
配慮対象項目	評価結果	概要
<b>プライバシー</b>		
製品・サービスがアクセシビリティ機能を提供する場合、アクセシビリティ機能を使用するにあたりプライバシーが守られる操作モードが用意されているか		
<b>サポート対応</b>		
配慮対象項目	評価結果	概要
<b>ドキュメントとサポートサービス</b>		
製品の取扱説明書や問合せ先が提供されているか。また、アクセシビリティに配慮したサポート（取扱説明書、電話や手話（筆記）窓口、FAX等）が提供されているか。		
用いた技術基準		
免責事項		

ICT機器・サービスの基本的な概要について記載してください  
※型番がない場合は「型番」欄は記載不要

ICT機器・サービスの概要が分かる画像を提示してください

次ページに示すガイダンスに沿って「機能性能」及び「サポート対応」について記載してください

日本、米国、EUの技術規格のいずれを採用したかを明記してください

利用者が上記の記載内容を理解、利用することに対する免責事項を記載してください



### 3. 作成手順

#### (3) 「書式1 自己評価結果」の作成

##### A JIS X 8341を使用する場合

- 「(2) 技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」)」の結果を参照し、「書式1 自己評価結果」(以下、「書式1」)の「評価結果欄」を記載します。このとき、配慮対象項目と技術基準の項目との関係性において「●」がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にしたがってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない (ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない※)	対応する必要がない

(※例：音を発しない機器・サービスの場合、そもそも聴覚障害に対して対応する必要がない 等)

- 書式1のうち、機能性能「プライバシー」およびサポート対応「ドキュメントとサポートサービス」については、以下の考えに沿って評価を実施してください。

機能性能	評価結果欄
プライバシー	ICT機器・サービスのアクセシビリティ機能を使用するにあたり、プライバシーが守られる操作モード※が一つでも用意されている場合は「 <b>対応している</b> 」、用意されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※例：プライバシーに係る事項（銀行口座残高等）について読み上げ機能を用いる場合は、読み上げ前にその旨を利用者に伝える操作モードが用意されている 等
ドキュメントとサポートサービス	アクセシビリティに配慮したサポート※が提供されている場合は「 <b>対応している</b> 」、提供されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※マシンリーダブルな取扱い説明書が提供されている／問合せ窓口として電話窓口・手話（筆記）窓口・FAX窓口等が提供されている／出張指導（有料・無料）が提供されている／使い勝手をフィードバックできる窓口が提供されている 等

- 各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載してください。
- なお、概要欄では、JIS X 8341が定める技術基準の項目以外に、情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば記載ください。また、新しい支援技術や代替手段により情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば、記載ください。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	－（記載不要）
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	－（記載不要）
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

### 3. 作成手順

#### (3) 「書式 1 自己評価結果」の作成

#### B 米国リハビリテーション法508条技術基準を使用する場合

- 米国リハビリテーション法508条技術基準に基づく評価結果を用いる場合は、U.S. Access Boardから公表されている表「Table A-5. Final Rule Provisions Benefitting People With Specific Types of Disabilities」を用いて、各障害者の状況と技術基準の項目との関係性を解釈した上で、書式 1 を作成ください。
- Table A-5の表頭にある「People With Specific Types of Disabilities」と、書式 1 の配慮対象項目との対応を以下に示します。

Final Regulatory Impact Analysis (Submitted By: Econometrica, Inc. January 5, 2017) –  
Table A-5. Final Rule Provisions Benefitting People With Specific Types of Disabilities  
(URL: [https://www.access-board.gov/ict/fria.html#\\_Toc471376909](https://www.access-board.gov/ict/fria.html#_Toc471376909))

米国リハビリテーション法508条技術基準 Table A-5	配慮対象項目 (書式 1)
Blind	視力なしでの使用 (全盲)
LV	限られた視力での使用 (弱視)
—※ 1	色知覚なしでの使用
Deaf	聴力なしでの使用 (全ろう)
HoH	限られた聴力での使用 (難聴)
Motor※ 2	限られた器用さ又は力での使用 限られた手の届く範囲での使用
Speech	発話能力なしでの使用
CLL	— (情報アクセシビリティ自己評価様式では対象外)
Photo	光の点滅による症状の最小化 (光感受性発作)

- ※ 1 Table A-5表頭には、配慮対象項目「色知覚なしでの使用」に合致する項目がないが、米国VPATの Chapter 3: Functional Performance Criteria (FPC)において「302.3 Without Perception of Color」、また、Chapter 4: Hardwareにおいて「410 Color Coding」の項目があり、これらを参照に判断されたい
- ※ 2 Motorに関する評価結果は、配慮対象項目「限られた器用さ又は力での使用」及び「限られた手の届く範囲」に等しく反映

- 書式 1 の「評価結果欄」を記載します。このとき、Table A-5において「X」がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にしたがってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない (ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない※)	対応する必要がない

(※例：音を発しない機器・サービスの場合、そもそも聴覚障害に対して対応する必要がない 等)

### 3. 作成手順

#### (3) 「書式1 自己評価結果」の作成

##### B 米国リハビリテーション法508条技術基準を使用する場合

- 書式1のうち、機能性能「プライバシー」およびサポート対応「ドキュメントとサポートサービス」については、以下の考えに沿って評価を実施してください。

機能性能	評価結果欄
プライバシー	ICT機器・サービスのアクセシビリティ機能を使用するにあたり、プライバシーが守られる操作モード※が一つでも用意されている場合は「 <b>対応している</b> 」、用意されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※例：プライバシーに係る事項（銀行口座残高等）について読み上げ機能を用いる場合は、読み上げ前にその旨を利用者に伝える操作モードが用意されている 等
ドキュメントとサポートサービス	アクセシビリティに配慮したサポート※が提供されている場合は「 <b>対応している</b> 」、提供されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※マシリーダブルな取扱い説明書が提供されている／問合せ窓口として電話窓口・手話（筆記）窓口・FAX窓口等が提供されている／出張指導（有料・無料）が提供されている／使い勝手をフィードバックできる窓口が提供されている 等

- 各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載してください。
- なお、概要欄では、米国リハビリテーション法508条技術基準が定める技術基準の項目以外に、情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば記載ください。また、新しい支援技術や代替手段により情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば、記載ください。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	－（記載不要）
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	－（記載不要）
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

### 3. 作成手順

#### (3) 「書式 1 自己評価結果」の作成

##### C EU規格 (EN 301 549) を使用する場合

- EN 301 549に基づく評価結果を用いる場合は下記にて公表されている資料「Annex B (informative): Relationship between requirements and functional performance statements」を用いて、各障害者の状況と技術基準の項目との関係性を解釈した上で、書式 1 を作成ください。
- Table B.2 (Requirements in clauses 5 to 13 supporting the accessibility needs expressed in the functional performance statementsの表頭にある「People With Specific Types of Disabilities) の表頭にある「Functional performance statement」と、書式 1 の配慮対象項目との対応を以下に示します。

Accessibility requirements for ICT products and services (EN 301 549 V3.1.1 (2019-11)) – Annex B (informative): Relationship between requirements and functional performance statements  
[https://www.etsi.org/deliver/etsi\\_en/301500\\_301599/301549/03.01.01\\_60/en\\_301549v030101p.pdf](https://www.etsi.org/deliver/etsi_en/301500_301599/301549/03.01.01_60/en_301549v030101p.pdf)

EU規格 (EN 301 549)	配慮対象項目 (書式 1)
Usage Without vision	視力なしでの使用 (全盲)
Usage with limited vision	限られた視力での使用 (弱視)
Usage without perception of colour	色知覚なしでの使用
Usage without hearing	聴力なしでの使用 (全ろう)
Usage with limited hearing	限られた聴力での使用 (難聴)
Usage with limited manipulation or strength	限られた器用さ又は力での使用
Usage with limited reach	限られた手の届く範囲での使用
Usage without vocal capability	発話能力なしでの使用
Usage with limited cognition	－ (現時点では対象外)
Minimize photosensitive seizure triggers	光の点滅による症状の最小化 (光感受性発作)

- 書式 1 の「評価結果欄」を記載します。このとき、Table B.2において「P」及び「S」がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にしたがってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない ( ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない※)	対応する必要がない

(※例：音を発しない機器・サービスの場合、そもそも聴覚障害に対して対応する必要がない 等)

### 3. 作成手順

#### (3) 「書式 1 自己評価結果」の作成

##### C EU規格 (EN 301 549) を使用する場合

- 書式 1 のうち、機能性能「プライバシー」およびサポート対応「ドキュメントとサポートサービス」については、以下の考えに沿って評価を実施してください。

機能性能	評価結果欄
プライバシー	ICT機器・サービスのアクセシビリティ機能を使用するにあたり、プライバシーが守られる操作モード※が一つでも用意されている場合は「 <b>対応している</b> 」、用意されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※例：プライバシーに係る事項（銀行口座残高等）について読み上げ機能を用いる場合は、読み上げ前にその旨を利用者に伝える操作モードが用意されている 等
ドキュメントとサポートサービス	アクセシビリティに配慮したサポート※が提供されている場合は「 <b>対応している</b> 」、提供されていない場合は「 <b>対応していない</b> 」と記載。  ※マシンリーダブルな取扱い説明書が提供されている／問合せ窓口として電話窓口・手話（筆記）窓口・FAX窓口等が提供されている／出張指導（有料・無料）が提供されている／使い勝手をフィードバックできる窓口が提供されている 等

- 各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載してください。
- なお、概要欄では、EN 301 549が定める技術基準の項目以外に、情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば記載ください。また、新しい支援技術や代替手段により情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば、記載ください。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	－（記載不要）
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	－（記載不要）
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

## よくあるご質問（FAQ）

### ICT機器・サービスの選定に関するご質問

**Q1**  
情報アクセシビリティ自己評価様式は、どのようなICT機器・サービスに対して作成することが望ましいのですか。

**A1**  
情報アクセシビリティ自己評価様式は、あらゆる種類のICT機器・サービスに対して企業等が作成することが望ましいです。具体的にはパーソナルコンピュータ、ウェブコンテンツ、電気通信機器、事務機器、対話ソフトウェアなどが想定されています。

### 書式1・書式2に共通する事項に関するご質問

**Q2**  
JIS X 8341とは何ですか。

**A2**  
JIS X 8341（やさしい）は、日本標準産業調査会（JISC）が、情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービスの情報アクセシビリティを確保・向上のために定めた標準規格で、正式名称は「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス」です。なお、JIS規格や制度について詳しく知りたい場合は、以下の経済産業省のHPを参照ください。

経済産業省HP（最新のJIS情報）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jis-joho.html>

**Q3**  
自社のICT機器・サービスが、JIS X 8341の複数の規格に跨がる場合は、どう作成すればよいですか。

**A3**  
製品群に合致しない場合は、要素が含まれるJIS X 8341を組み合わせで作成ください。

**Q4**  
情報アクセシビリティ自己評価様式の具体例な作成事例が知りたいです。

**A4**  
総務省のウェブサイトには、過年度調査研究等において、企業が作成された情報アクセシビリティ自己評価様式の記載例が公表されていますので、以下ページを参照してください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/b\\_free02.html#bf3-1](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02.html#bf3-1)

## よくあるご質問（FAQ）

### 書式1・書式2に共通する事項に関するご質問

**Q5**  
情報アクセシビリティ自己評価様式が公共調達に適用されることは決まっているのですか。

**A5**  
令和4年4月改定のデジタル庁「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に以下のとおり定められており、国の各府省庁は政府情報システムの調達において企業へ様式の提出の対応を求められることが決まっております。

（ガイドライン抜粋）

障害者・高齢者を始めとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、整備する情報システムの内容に応じ、総務省が公開している**情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況（あるいは対応予定）を記載するように応札者に求めること**で、可能な限り、障害の種類・程度を踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。

（参考）デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/d94ae065/20220509\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/d94ae065/20220509_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf)

**Q6**  
企業が作成した書式1と書式2を利用者（調達担当者等）は、どのように確認することが想定されているのですか。

**A6**  
書式1と書式2はセットで利用が想定されています。まず、書式1の内容を確認することで、調達等の目的に沿うICT機器・サービスであるかについて概略を把握の上、さらに必要な点について書式2の内容を確認することで、その目的に沿うICT機器・サービスであるかの詳細を把握することが想定されます。

**Q7**  
公共調達において情報アクセシビリティ自己評価様式の提出が求められる場合、すでに企業側が選んだ技術基準と調達側が求める技術基準が異なることはありますか。

**A7**  
公共調達においては、調達仕様書等でICT機器・サービスに求める機能要件等が定められることが想定されます。情報アクセシビリティ自己評価様式は、各調達において最も相応しい技術基準が調達担当者により明示されると思いますので、もし公募資料等において曖昧な点があれば、それぞれの調達担当者にお問い合わせください。

## よくあるご質問（FAQ）

### 書式1・書式2に共通する事項に関するご質問

#### Q8

聴覚障害をお持ちの方を対象とした機器・サービスを提供しています。このような場合に、あらゆる配慮対象項目を満たすことを目指すべきなのですか。

#### A8

情報アクセシビリティ自己評価様式は、障害当事者も使いやすいICT機器・サービスであるかを判断するための情報を整理したものです。そのため、仮に、聴覚障害をお持ちの方が利用しやすいように設計されたものであるならば、聴覚障害をお持ちの方の情報アクセシビリティを評価するに相応しい技術基準の項目に焦点を当てることが重要で、必ずしも全ての配慮対象項目を満たす必要までではありません。

#### Q9

企業が自己評価様式を作成する場合に、どのような部署が関わることが好ましいのですか。

#### A9

ICT機器・サービスの設計・開発、品質管理、顧客サービス、法務担当などの部署・人が関わることが望ましいと思われます。設計・開発担当が技術基準の適合状況进行评估し、顧客サービスや品質管理担当が顧客対応や情報アクセシビリティ自己評価様式の整理・公開を担当することが考えられます。なお、外部の専門人材を活用することも考えられますが、企業自身も情報アクセシビリティに関する知識を習得し、継続的な改善に取り組むことが重要です。

### 書式2の作成に関するご質問

#### Q10

技術基準に基づく評価をするために利用できる自動テストツールはありますか。

#### A10

技術基準に基づく評価をするために利用できる自動テストツールとしてウェブアクセシビリティに関しては、総務省においてウェブアクセシビリティの評価ツール（miChecker）を開発し、ウェブサイト上で提供しております。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)

#### Q11

技術基準に対する自己評価結果は第三者機関等の審査を受ける必要がありますか。

#### A11

情報アクセシビリティ自己評価様式は、第三者による審査等はありませんが、企業は利用者との信頼関係を維持しつづけるために、誠意を持って情報アクセシビリティ自己評価様式が正確であるよう努めることが重要です。



## よくあるご質問（FAQ）

### 書式2の作成に関するご質問

#### Q12

技術基準自体が改訂された場合には、どのように対応すれば良いのですか。

#### A12

技術基準が改訂された場合、できるだけ最新の技術基準に基づいて自己評価様式を再評価することが望ましいです。ただし、技術基準の改訂を受け速やかに対応することが困難な場合もあると想定されますので、必要に応じて調達を行う公的機関等にも確認の上、どの時点の技術基準を用いたかを書式1の「用いた技術基準」欄に明示するなどの対応を心がけてください。

#### Q13

配慮対象項目と技術基準の項目との関係性を示す表が更新される可能性がありますか。

#### A13

更新された場合は、以下の総務省ウェブサイトにてお知らせします。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/b\\_free02.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02.html)

#### Q14

配慮対象項目と技術基準の項目との関係性を示す表は、JIS X 8341、米国リハビリテーション508条技術基準、欧州EN 301 549のいずれの技術基準を比べた場合に同一なのですか。

#### A14

同一ではありません。三つの技術基準において、ICT機器・サービスの分類方法、技術基の詳細項目、配慮対象項目の分類、配慮対象項目と技術基準の項目との関係性において異なっており、また、各々が「参考情報」という位置づけにあることから、異なっております。企業がどの技術基準を用いて評価したのかを明確にしておくことが重要です。

### 書式1の作成に関するご質問

#### Q15

作成日は何のために記載するのですか。

#### A15

情報アクセシビリティ自己評価様式は、ICT機器・サービスのアップデートや技術基準の改訂などに応じて定期的に見直し、更新することが望ましいです。そのため、書式1には作成日を記載いただくようにしています。

## よくあるご質問（FAQ）

### 書式2の作成に関するご質問

#### Q16

型番がない場合はどのように対応すれば良いですか。

#### A16

空欄の対応で結構です。

#### Q17

免責事項とは何を書けば良いのですか。

#### A17

情報アクセシビリティ自己評価様式の記載内容自体が、当該様式から情報を得る利用者（公的機関や障害当事者等）に与える影響に関する免責事項を記載ください。一方、ICT機器・サービス自体の利用者にもたらす影響に関する免責事項は、利用者に対して別途示されるものかと思えます。

#### Q18

評価結果において「対応していない」と「対応する必要がない」との違いは何ですか。

#### A18

「対応していない」は、適合することが望ましいが現時点で適合できていない、「対応する必要がない」は、ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がないことを示します。後者では、例えば、利用者に対して音を発しないICT機器・サービスの場合、そもそも聴覚障害のある方に対応する必要がないこととなります。

#### Q19

各配慮対象項目における概要欄は、どのような観点で記載すれば良いのですか。

#### A19

概要欄にて重要なことは、対象とするICT機器・サービスが障害当事者にとって使えるか、使いやすいかを判断する情報が示されていることにあります。評価結果欄が「対応している」や「対応していない」ならば、概要欄に更に情報を示さなくても判断は容易となります。一方、「部分的に対応している」の場合は、対応していない事項を明確にすることで、障害当事者が御自身で使えるか、使いやすいかを判断しやすくなります。さらに「対応する必要がない」の場合も、なぜ対応する必要がないかを明確にすることで、障害当事者が御自身で使えるか、使いやすいかを判断しやすくなります。

## よくあるご質問（FAQ）

### 公開に関するご質問

#### Q20

企業等が作成した情報アクセシビリティ自己評価様式の公開は必須ですか。

#### A20

必須ではありませんが、広く企業・公的機関や障害当事者が、ICT機器・サービスを比較し選択する際の参考情報として活用していただき、情報が得られやすいよう公開いただくことが望ましいです。

#### Q21

情報アクセシビリティ自己評価様式の公開はどのように行えば良いのですか。

#### A21

情報アクセシビリティ自己評価様式を作成した後、自社のウェブサイトなどで公開してください。例えば、自己評価様式だけを集めたページを作成することや、機器・サービス毎に示すページにおいて示すことなどが考えられます。また、アクセシビリティ対応に積極的に取り組む企業として、希望する場合は、総務省はウェブサイトに掲載することもできます。

#### Q22

情報アクセシビリティ自己評価様式の公開において留意すべきことはありますか。

#### A22

自社のウェブサイトにてウェブコンテンツやPDF形式などで提供される際、その提供自体の情報アクセシビリティにも留意してください。具体的には、適切なフォントサイズ、コントラスト、スクリーンリーダー対応などを行ってください。

#### Q23

一度公開したら更新は出来ないのですか。

#### A23

情報アクセシビリティ自己評価様式は、ICT機器・サービスのアップデートや技術基準の改訂などに応じて定期的に見直しを行い、更新することが望ましいです。そのため、書式1には作成日を記載いただくようにしています。

## よくあるご質問（FAQ）

### その他のご質問

**Q24**  
情報アクセシビリティ自己評価様式の作成や公開、政府情報システムの調達制度（ガイドライン）について、不明な点が生じた場合、問い合わせ先を教えてください。

**A24**  
情報アクセシビリティ自己評価様式の作成や公開については総務省、政府情報システムの調達制度（「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」）についてはデジタル庁となります。それぞれ以下HPの連絡先にお問い合わせください。

・総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/b\\_free1.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free1.html)

・デジタル庁  
[https://www.digital.go.jp/resources/standard\\_guidelines/](https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/)

Fin